

# 放課後キッズクラブ

## 入会のしおり

### 令和6年度版



新吉田小学校放課後キッズクラブ

運営法人

Smile Crew

株式会社スマイルクルー



# 目 次

1	放課後キッズクラブとは	1
2	運営法人株式会社スマイルクルーについて	2
3	新吉田小学校放課後キッズクラブの活動について	2
4	放課後キッズクラブの開所日について	3
5	放課後キッズクラブの利用区分について	4
6	わくわく【区分1】の利用について	5
7	すくすく【区分2A・B】の利用について	7
	くすくす【区分2A・B】の利用料減免制度について	9
8	保険への加入について	12
9	入退室システム「みまもりキッズ」について	15
10	入退室システム「みまもりキッズ」ユーザー登録方法	15
11	ここまでのまとめ	16
12	利用申し込みについて	18
13	利用決定について	19
14	新1年生の利用開始について	19
15	利用区分の変更について	19
16	広報誌「キッズニュース」	21
17	利用予定の予約について	22
18	「参加カード」の提出について	22
19	利用当日の流れについて	25
20	おやつについて	26
21	利用料等の支払方法について	27
22	警報発表時等の対応について	28
23	夏休み期間中の利用について	29
24	「特定教育・保育施設等における事故情報データベースへの掲載について	30
25	ご意見・ご要望等について	30
26	お問い合わせ先	30
	個人情報への取扱いに関する同意書	31

(参考資料)

- ・ 利用にあたってのお願い兼放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

(様式等)

- ・ 放課後キッズクラブ利用申込書、利用申込書記入例
- ・ 就労(予定)証明書、就労(予定)証明書記入例

## 1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

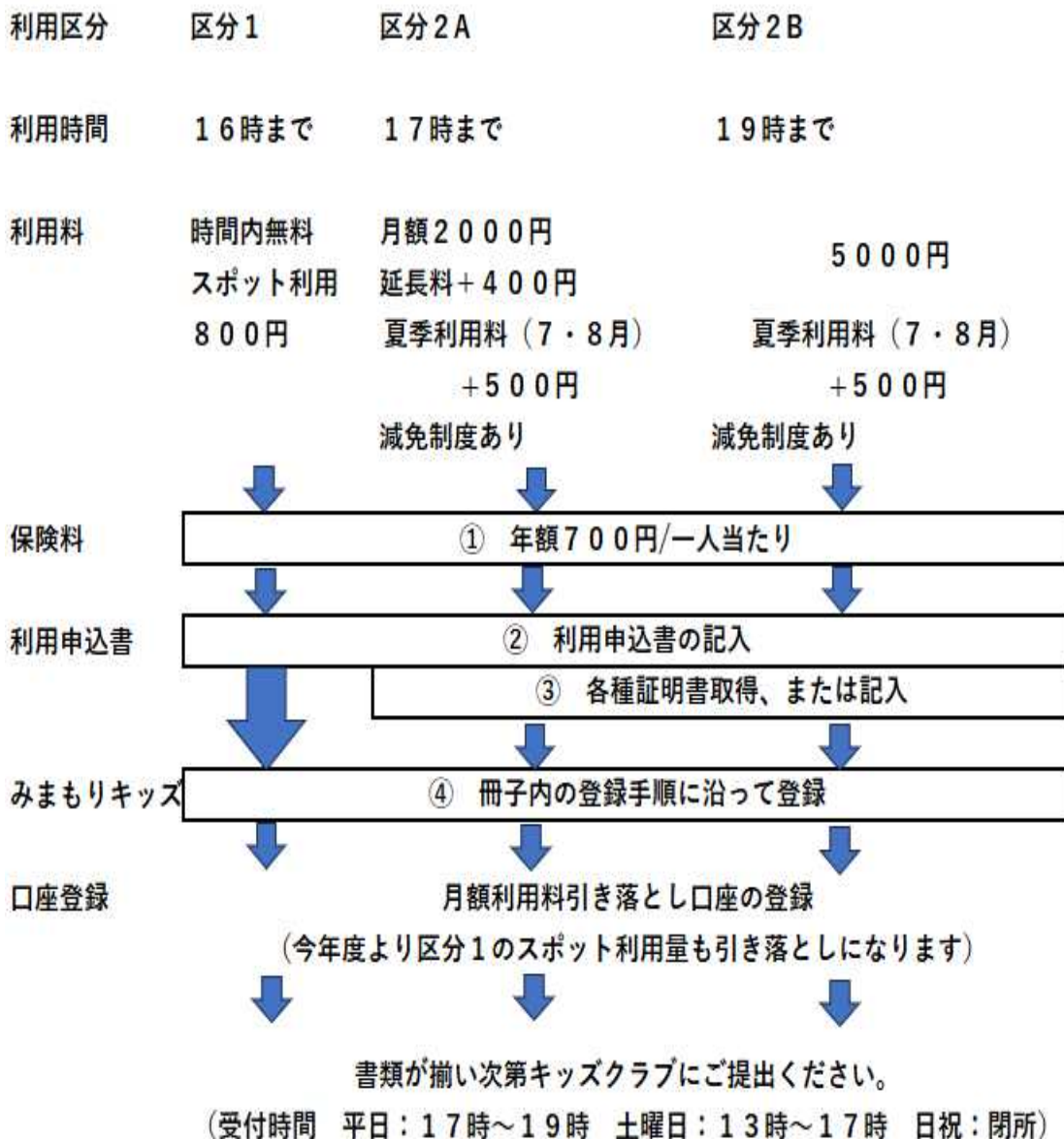
新吉田小学校放課後キッズクラブは、港北区が選定した法人（運営法人：株式会社スマイルクルー）が運営を行っています。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認められた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

# キッズクラブ利用申し込みの流れ



## 2 運営法人 株式会社スマイルクルー について

新吉田小学校放課後キッズクラブを運営する株式会社スマイルクルーは創業以来、保育士・幼稚園教諭等に特化した人材派遣・紹介サービスと直営保育施設の運営を行って参りました。現在は、横浜市内で 22 校の放課後キッズクラブを運営しており、令和 5 年度は 23 校に増える予定です。今までの実績とノウハウを元に、子どもたちの放課後の楽しい居場所づくりに努めていきます。

\*\*\*放課後キッズクラブにおける運営方針\*\*\*

### 「Enjoy! 遊びの場」

- 異学年との交流を通し、お友だちと遊ぶ楽しさとルールを大切にします。
- ワクワクして過ごせる笑顔の時間をみんなで作り上げていきます。



### 「Challenge! 学びの場」

- 「なぜ?」「どうして?」を大切にし、失敗することを恐れず、挑戦していく姿を見守ります。
- 多くの経験から新しい「やりたい!」を発見することで、考え生み出していく力を培います。

### 「Natural! 成長の場」

- 「こんにちは」「ありがとう」の挨拶など生活習慣を大切にします。
- 自分らしさを大切にすると同時に互いを認め合い、相手を思いやる気持ちや伝えたいことが言えるような心の成長を育みます。

## 3 新吉田小学校放課後キッズクラブの活動について

新吉田小学校放課後キッズクラブでは、季節行事や地域で活動するボランティアの方とのふれあいや、長期の休みには夏祭りなども開催しています。日々の外遊びでは、サッカーやおにごっこ、一輪車などで元気いっぱい走りまわっています。土曜日は地域のサッカークラブやバスケットチーム等に、体験での参加もあります。工作などは毎日自由にできるように、常時折り紙や工作用の空き箱なども用意しています。土曜日はスライム作りやアイロンビーズなども楽しめます。年度末には漢字検定を開催して、ワークショップを体験しながら本番の試験に取り組みます。人との関係づくりを大切に、子どもたちが日々いきいきと過ごせるように楽しく活動しています。



#### 4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合（※1）や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくはP4参照）。

〈放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例〉

	警報発表時	夏休み期間中の猛暑時	学級閉鎖等
区分1	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。※2
区分2A・B (区分1スポット利用含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、やむを得ない理由により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

## 5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく区分」と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく区分」があります。

また、「すくすく区分」には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

利用区分	わくわく【区分1】		すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的	遊びの場		遊びの場＋生活の場	
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。</li> <li>当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。</li> </ul>			
	—		留守家庭児童等※であること	
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	土曜日を除く 学校休業日	午前10時～12時 午後2時～4時 ※キッズニュースでご確認ください。	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え	各キッズクラブで定められている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者または保護者から指定された方のお迎えが必要となります。			
利用料	無 料 ※スポット利用は800円/回+おやつ代		<u>月額2,000円+おやつ代</u> <u>（7,8月のみ2,500円+おやつ代）</u> ※延長料（午後7時まで）は 400円/回	<u>月額5,000円+おやつ代</u> <u>（7,8月のみ5,500円+おやつ代）</u>
			減免あり	
保険加入料	年額 700円 必須			
定員	なし		あり	
利用申込に必要な書類	利用申込書		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用申込書</li> <li><u>留守家庭児童等であることの証明書</u></li> </ul>	
	※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）</u> の提出が必要です。			

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

## 6 わくわく【区分1】の利用について

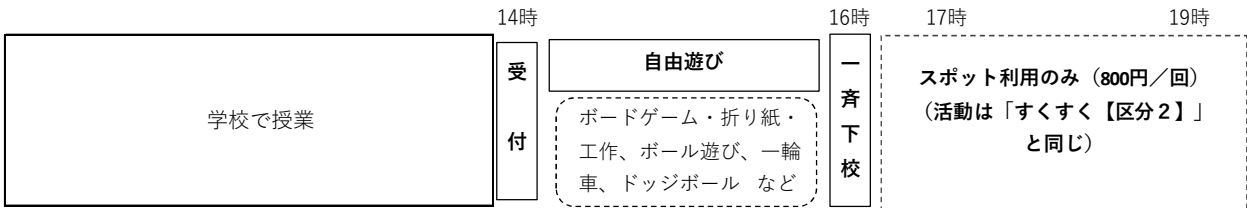
### (1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前10時～12時、午後2時～4時 ※どちらかの時間帯で参加

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

### (2) 一日の活動スケジュール（標準例）

#### <平日（学校のある日）>

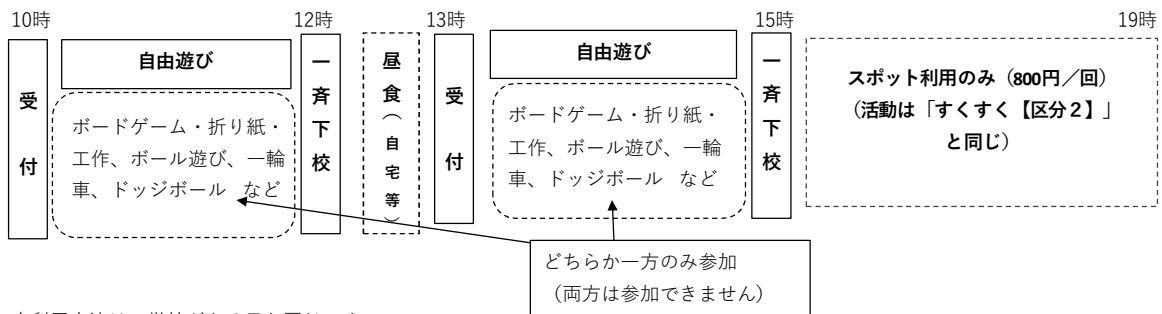


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

#### <学校休業日（土曜日除く）>

##### <学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

### (3) 利用料について

わくわく【区分1】は**無料**です。※ただし、保険加入は必須です。

#### スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（実費）がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの最終下校時刻までは保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

#### 最終下校時刻

（4月から10月） 17時まで （11月と1月） 16時30分まで （12月） 16時まで

#### (4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

- ※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。
- ※ プログラム参加には必ず事前の申し込みが必要になります。申し込みのない児童が当日参加を希望されても原則参加できません、ご了承ください。
- ※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

#### (5) 非常時における利用制限について

警報発表時や夏休みにおいて猛暑が予想される時、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。



## 7 すくすく【区分2A・B】の利用について

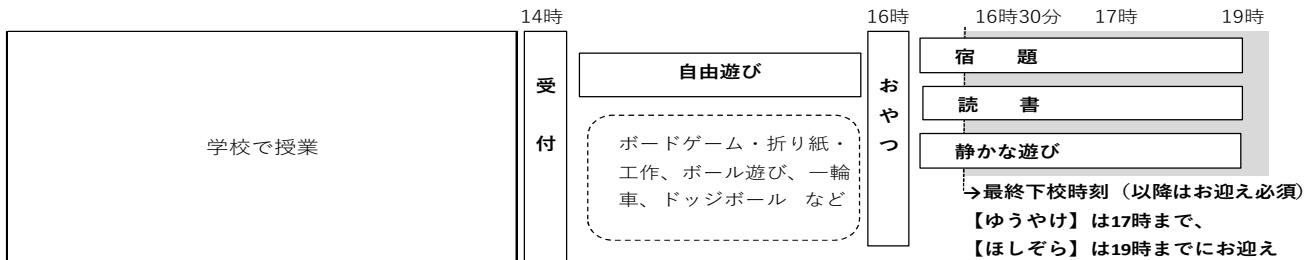
### (1) 利用時間

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（400円/回）を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

### (2) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校がある日）>



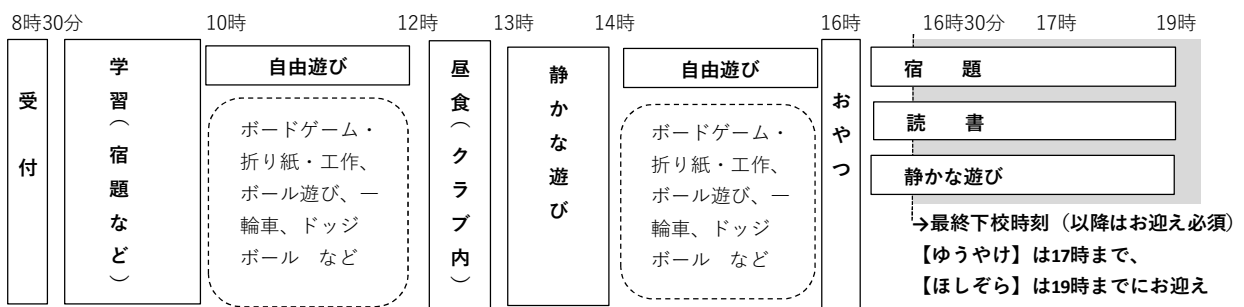
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日（土曜日含む）>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

### (3) 利用料金について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料金をご負担いただいております。利用料金はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

※7月、8月については夏季利用料として通常の利用料から500円増額されます。

利用料の引き落とし口座については別紙の口座登録方法をご覧ください。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
利用料（月額）	2,000円 （7、8月のみ2,500円）	5,000円 （7、8月のみ5,500円）
延長料（午後7時まで）	1回あたり400円	—

※利用料金とは別に保険の加入が必要です。

※すくすく【区分2】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料金とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。）

※プログラム参加には必ず事前の申し込みが必要になります。申し込みのない児童が当日参加を希望されても原則参加できません、ご了承ください。

※利用料金はクラブが指定する期日までにお支払いください。

引落しが出来なかった場合には、後日、ゆうちょ銀行の口座に振り込んでいただきます。

その際の手数料は保護者さまのご負担になりますのでご了承ください。

令和5年度からは防犯上の観点から、区分2の利用料のキッズクラブでの取り扱いはいたしません。ご理解とご協力をお願いします。

状況に応じて利用料の支払いが3カ月以上滞る場合には本社よりご自宅にご連絡させていただきます。利用者様の公平性を保つためにも利用料のお支払いに関しては長期にわたって滞ることがないようにご注意願います。

※また、すくすく（区分2A、2B）の利用料には減免制度があります。

次ページをよくお読みの上、証明書のご提出により減免額が適用されることがありますので、ご確認ください。

## <すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

### (1) 減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

①横浜市就学援助を受けている方

②生活保護世帯の方

③市民税所得割非課税世帯の方

### (2) 減免金額

**減免額の上限は月額2,500円です。**

(例) 7・8月を除く

月額利用料(※)が2,000円の場合は、減免後の利用料金は月額0円

月額利用料(※)が5,000円の場合は、減免後の利用料金は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料(1回800円)、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長料(1回400円)及び保険加入料は減免の対象となりません。

### (3) 減免制度利用にあたっての留意点

・(4)に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等)については、**速やかに**

**「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。**

・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

減免を希望する場合は次ページの「(4) 申請手続き」もあわせてご確認ください。

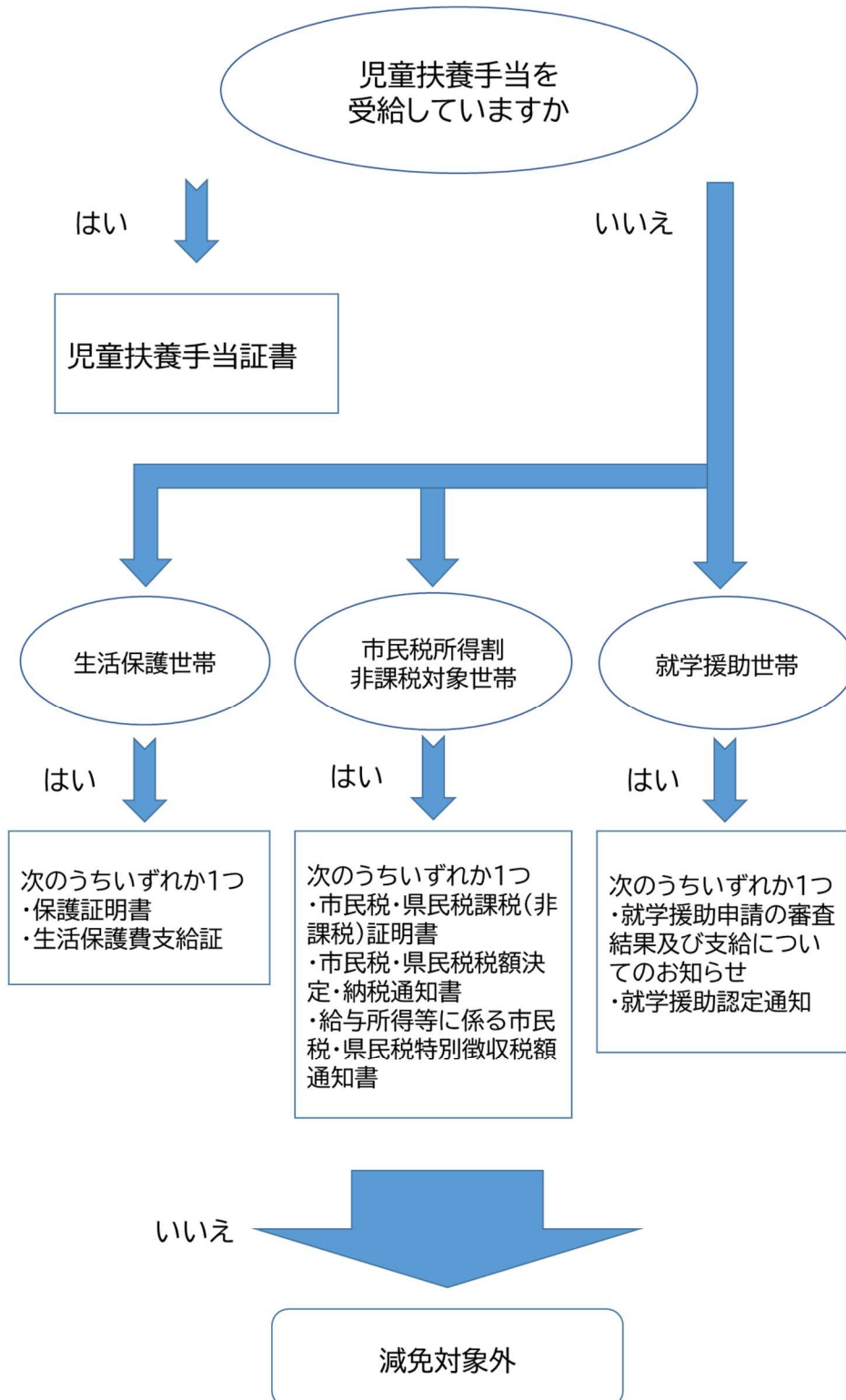
#### (4) 申請手続き

減免を希望される場合は、以下のフロー図及び表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。）

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

##### 【提出書類フロー図】



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 ※1	キッズクラブの申込時 又は 減免の適用を受けようとする時	有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】		保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）
生活保護費支給証【写し】		
市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】※2		区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。※3
市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】※2		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。※3
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】※2		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。※3
就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】	学校から受理次第速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）</li> <li>・4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※4）</li> <li>・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。</li> </ul>
就学援助認定通知【写し】		

※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※2 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

※3 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。

※4 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険制度にご加入いただくため、制度運営費を負担していただきます。この制度は新吉田小学校放課後キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人株式会社スマイルクルーが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、負担金をお支払いください。

なお、負担金は年間分であるため、一度納入された負担金は、返金することができません。また、「保険制度に関するQ&A (P14)」も、あわせてご一読ください。

#### 【補償内容】

〔①傷害保険〕〔②賠償責任保険〕2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童がケガによる死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です。）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険制度運営負担金      お子さん1人につき 年額700円

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から90日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死 亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償 責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

(4) その他

- ・利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

(5) 支払方法

① 「払込取扱票」を用いてのお支払い

ゆうちょ銀行または郵便局のATMで、入会のしおりに添付されている「払込取扱票」を用いてお支払いください。お支払い後、①か②を利用申込書に貼付してください。

The image shows three forms used for payment. On the left is a 'Payment Slip' (払込取扱票) with fields for account number, amount (700), and payee name (株式会社スマイルクルー 放課後キッズクラブ). In the center is a 'Receipt for Payment Request' (振替払込請求書兼受領証) with fields for amount (700) and payee name (児童氏名). On the right is an 'ATM Receipt' (ATM支払い ご利用明細票) showing transaction details and the payee name (依頼人名: 児童氏名).

② 「電信振替」でのお支払い

ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMから電信振替ができます。お支払い後、『ご利用明細票』を利用申込書に貼付してください。

ゆうちょ口座からの送金先	他銀行口座からの送金先
店名(店番) ○二九(ゼ ニキウ)	銀行名 ゆうちょ銀行
預金種目 当座	店名(店番) ○二九(ゼ ニキウ)
口座番号 0091695	預金種別 当座
口座名義人名 カ)スマイルクルー	口座番号 0091695
【手数料】100円(令和5年12月時点)	口座名義人名 カ)スマイルクルー
	【手数料】銀行により異なる

※「ご依頼人名」の欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

③ 「インターネットバンキング」でのお支払い

振込結果が分かるようにプリントアウトして利用申込書に貼付(添付)してください。

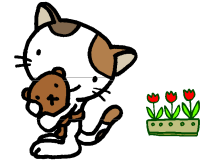
【手数料について】

ゆうちょのインターネットバンキングは月5回まで手数料が無料になります。(6回目以降は100円) 他銀行口座からの送金手数料は銀行によって異なります。

※「ご依頼人名」の欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

②③をご選択の場合、「残高」が記載されることがあります。キッズクラブにお持ちになる際は金額を塗りつぶす等、残高金額が見えないようにご注意ください。

## 保険制度に関する Q&A



Q 負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A はい。負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。  
必ずご利用前に負担金をお支払いください。

Q 振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？

A お子さまにお金を持たせることは、やめてください。  
キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。

Q 2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A 1人あたり年額合計700円ですので、この場合2人で1,400円となります。

Q 1日だけのイベントへの参加でも負担金を支払うのですか？

A はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に負担金をお支払いください。

Q 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか？

A 保険制度は各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している負担金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。  
詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。

Q キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、負担金の700円は返還してもらえますか？

A 一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A 保険金支払いの対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中(自宅への一時帰宅も可)の「急激かつ偶然的事故」による傷害です。したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけんしょう炎などは、傷害に該当しませんので、保険金支払の対象にはなりません。

Q 子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金は出るのですか？

A はい。1日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるものではなく、定額の支払となります。

Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？

A キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、そのまま帰宅して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、保険金支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッフに報告してください。後日、契約保険会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。



## 9 入退室システム「みまもりキッズ」について

新吉田小学校放課後キッズクラブでは、入退室管理システム「みまもりキッズ」を導入しています。  
※入会の際はユーザー登録が必要となりますので、利用申込書の提出までに必ず登録をお願いいたします。

すでにご登録いただいている在校生の方はそのまま継続してお使いいただけます。



入退室システムイメージ

## 10 入退室システム「みまもりキッズ」ユーザー登録方法

別冊子の「みまもりキッズ登録方法・代理引取人の登録方法」をご参照いただき、ご登録ください。

※登録の際の③「各施設から指定されたあいことば」は、ひらがなで『しんよした』です。

## わくわく（区分1） 『遊びの場』としての利用のしかた

### こんな方におすすめ

- 放課後は夕方4時までキッズクラブでお友達と遊ばせたい。
- 4時過ぎにはご自宅に保護者の方が帰っている。
- 土曜日はご自宅に保護者の方がいる。



### ご注意ください！

- 土曜日は利用ができません。
- 夏休みなどの長期休業中は、午前・午後の2時間のどちらかの利用になります。
- スポット利用（1日800円）で、夜7時までの利用ができます。（別途おやつ代）
- 警報発表時や夏休み中の猛暑が予想される時や、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある場合等、利用を制限させていただく場合があります。



## わくわく（区分1） 申込み方法



□保険負担金 700 円を郵便局でお支払いください。



□入退室システム「みまもりキッズ」の登録

- ①払込領収書を貼付
- ②利用申込書の該当欄に全て記入  
キッズクラブに提出してください。



## すくすく（区分2A・2B） 『生活の場』 としての利用のしかた

### ゆうやけ（区分2A）はこんな方におすすめ

- ・ 放課後は夕方5時まで利用したい。
- ・ 土曜日も仕事なので利用したい。

### ほしぞら（区分2B）はこんな方におすすめ

- ・ 放課後は夕方5時以降も利用したい。
- ・ 急な残業などでお迎えの時間が心配。



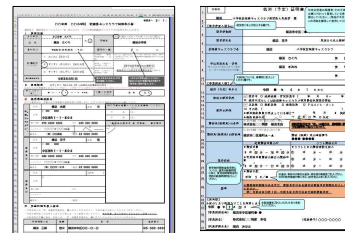
### ご注意ください！

- ・ 最終の一斉下校時間（季節により異なる）後はお迎えが必要です。
- ・ 区分変更する際は、**区分変更届を必ず提出**してください。
- ・ 利用が無くても区分2に登録している間は**月額利用料が発生**します。

## すくすく（区分2A・2B） 申込み方法



□留守家庭児童であることの**証明書**の準備  
（就労証明書や自営業従事者等申告書など）



「ネットでの口座登録」



□入退室システム「みまもりキッズ」の登録

## 12 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、**利用希望月の前月20日までに必要書類を提出してください。**

利用区分	利用登録に必要なもの	提出締切※4/1から利用開始の場合	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	・利用申込書 (保険料払込受領証を貼り付けたもの)	令和6年3月16日(土)	入学式
すくすく 【区分2A・B】	・利用申込書 (保険料払込受領証を貼り付けたもの) ・留守家庭児童等を証明する書類 ・引落し口座のキャッシュカード	令和6年3月16日(土)	令和6年3月16日(土)

**※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、給食開始日からの利用開始となります。**  
**※年度初めの申し込みは上記期間で一旦締め切りますが、申し込み自体は年度途中でも随時行っております。**  
**すくすく【区分2A・B】の新1年生は、入学式当日からの利用開始となります。**  
**※キッズクラブへ直接ご相談ください。**

### <留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	<u>就労（予定）証明書</u>
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u>
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> （※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u> （※2）
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の 復旧に当たっている方	<u>罹災証明書</u> ※ ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災・消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

### 13 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すすすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人 株式会社スマイルクルーから事前にご連絡させていただきます。

### 14 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は給食開始日からとなります。ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すすすく【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から給食開始日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

### 15 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、**利用区分変更申込書を提出してください。**

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月20日までに提出してください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月20日までに提出してください。

※利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- 年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすすすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。
- 一度すすすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすすすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- すすすく【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

#### (1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月下旬ごろに発行し、お子さんを通じてご家庭に配付します。また、入退室システム「みまもりキッズ」のお知らせ機能からも同じものをダウンロードし閲覧いただけます。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズニュース』を配付することもあります。

#### (2) 『キッズニュース』の内容

##### ① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

##### ② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

##### ③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

#### ～『キッズニュース』『ホームページ』への写真掲載について～

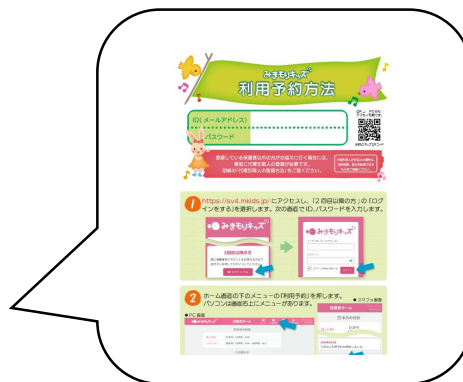
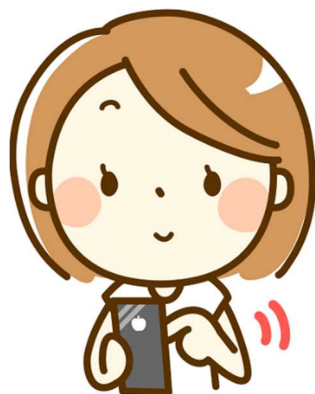
『キッズニュース』や運営法人：株式会社スマイルクルーのキッズクラブ専用ホームページでは、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

※キッズクラブ各種プログラムは、キッズクラブに入会申し込みを完了している児童が参加できます。

お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、利用予約をお願いしています。

毎月発行されるキッズニュースに記載されている指定の期限までに入退室システムみまもりキッズで翌月分の利用予定の予約を必ず入れるようにしてください。

「みまもりキッズ」への入力に御協力いただけない御家庭は入会をお断りする場合がありますので御了承ください。



## 18 『参加カード』の提出について

入退室システム『みまもりキッズ』でお子さんの利用予約を確認し、『参加カード』でその日実際に利用をするか確認します。



毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、  
利用する場合には『参加カード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、  
お子さんに持たせ、放課後キッズクラブにご提出ください。

なお、『参加カード』は、『キッズニュース』と一緒に、お子さんを通じて配付します。

<参加カードの記入方法> ※参加カードのイメージと合わせてご確認ください。

- ① お子さんの利用区分にマルを付け、学年・組・お子さんの氏名を記入します。
- ② 入退室システム『みまもりキッズ』で利用予定を確認し、参加カードに必要事項（「下校時間」・「お迎えの有無」・「保護者印（署名も可）」）を記入して、お子さんに持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、「参加カード」を職員に渡すようにしてください。放課後キッズクラブで利用の印を押します（それが「利用確認」になります）。



<新吉田小学校放課後キッズクラブ キッズ参加カード>

キッズ参加カード			現区分: 区1 区2ゆ 区2ほ			年 組	なまえ		
区分1【わくわく】			区分2【すくすく】(有料)				新吉田小学校放課後キッズクラブ 542-4818		
16時まで			ゆうやけ 17時まで		ほしぞら 19時まで	おやつ 有・無	*保護者印がないと参加できません (子どものサインは受け付けません)		
月 日	帰宅時間	お迎えの 有・無	帰宅時間	お迎えの 有・無	お迎え時間	*キャンセル は16時まで	保護者 印	備考欄	
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			
/	:	有・無	:	有・無	:	有・無			

\*一人帰りができる一斉下校時間は 2月～10月が17時 11月・1月が16時半 12月が16時までです。

### <利用日にお子さんが参加カードを忘れた場合>

入退室システムに利用の予約入力があってもキッズクラブから利用の確認するため、保護者の方に連絡をします。

- ・保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分1】においては午後4時まで、すくすく【区分2A】においては最終一斉下校時刻（P26を参照）までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
- ・なお、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。
- ・参加カードがなく、かつ利用予定の予約が入力されていない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

### <予定外の利用の場合（「利用予定表」での申込みがなく、急ぎよ利用したい場合）>

・わくわく【区分1】（スポット利用除く）においては、参加カードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。「参加カード」で保護者印（又は署名）が確認できる場合は、保護者の方からの電話連絡は不要とします。

- ・すくすく区分【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつ準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「参加カード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子さんに持たせてください。

### <利用を取りやめる場合>

当日の午後2時30分頃までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。

なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

#### 【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- ・お子さんの安全確認の観点から、利用予定表に記載された日の利用が原則です。
- ・参加カードの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいますようお願いいたします。
- ・急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

## 19 利用当日の流れについて

### (1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、外履きに履き替えキッズクラブに行きます。キッズクラブは図書室の手前、右手の教室です。  
※学校休業日等については、東門の出入り口より入校し、キッズルームまで行きます。
- ② 外履きを脱いで、キッズクラブ専用の下駄箱に入れたら、キッズルームで参加カードをキッズクラブのスタッフに渡して受け付けをします。
- ③ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

### (2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

#### <キッズクラブを利用するのに必要な持ち物>

- ・参加カード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」の記入すること  
こどもが記入したものは受け付けません。必ず親御さんの記入をお願いします。

#### <キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物>

※すすく【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象

- ・上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。
- ・お弁当（午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
- ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）
- ・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
- ・予備のマスク

#### <キッズクラブに持ってきてはいけないもの>

- ・学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

#### <忘れ物について>

- ・忘れ物は2か月間保管し、持ち主がいない場合は処分させていただきます。

### (3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。なお、お子さんが一人で帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し一斉下校を行っています。

#### (ア) 一斉下校について

・一斉下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。一斉下校時刻は30分毎に設定しています。（下表参照）。お子さんが一人で帰る場合には、参加カードに「一斉下校時刻」までの時間を記入してください。

・わくわく【区分1】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時の一斉下校時刻までに下校となります。

※わくわく【区分1】のお子さんは、参加カードに「お迎え」となっている場合で、午後4時（プログラム参加時は、プログラム終了時間）を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。

- すすく【区分2A・B】又はわくわく【区分1】のスポット利用で、最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。下表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

＜表＞一斉下校時刻と最終下校時刻

	一斉下校時刻				最終下校時刻
	4～10月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分
11・1月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分		午後4時30分
12月	午後3時30分	午後4時00分	—	—	午後4時00分
2～3月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分

※お子様の下校時の安全面を考慮して、原則として30分毎にまとまって帰ります。

#### (イ) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取りの方ができます。お迎え予定時間を『参加カード』に記入してください。お迎えに来た際は、東門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、東門でお待ちください。スタッフが東門まで引率します。

- すすく（ゆうやけ）【区分2A】で、参加カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円/回）となります。
- お子さんを車で送迎することについては、原則禁止です。近隣にお住いの方への影響もありますのでおやめください。

#### [代理引取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、入退室システム「みまもりキッズ」にも同じ代理の方のご登録をお願いします。

代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

## 20 おやつについて

すすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、**学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。**なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として一回100円を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

## 2 1 利用料等の支払方法について

(1) すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】・わくわく【区分1】のスポット利用料等の支払方法

口座登録の前に入退室システム「みまもりキッズ」のユーザー登録が必要となります。  
(登録方法は別添資料をご覧ください。) 利用申込書の提出前に必ず登録をお願いいたします。

令和6年度より、ゆうちょ銀行の口座自動払込(引き落とし)による集金方法に変更になります。  
毎月、月末締めのご合計金額(月額利用料・おやつ代・延長料・スポット利用料など)が翌月20日に自動引き落としとなります。

キッズクラブを利用する保護者様は全員、口座登録をお願いいたします。

※区分1のみ利用の場合も登録が必要となります。

### <登録方法>

別紙の「みまもりキッズ 口座登録方法」をご参照の上ご登録ください。

### <ご請求月>

利用料の種類	ご請求月
区分1のスポット利用料	利用(登録)実績のあった月の翌月
区分1のスポットのおやつ代	
区分2A・Bの月額利用料	
区分2Aの午後5時を過ぎるの延長利用料	
区分2A・Bのおやつ代	
プログラム代・イベント代	

これらキッズクラブの利用上ご負担いただく料金について、全て「ゆうちょ銀行」の口座を利用する自動払込みによるお引き落としとなります。

前日までに口座へのご入金をお願いいたします。手数料は引落しが出来た時点で10円かかります。

引き落とし日が土日・祝日の場合は金融機関の翌営業日の引き落としとなります。

### 利用申込書の提出先・受付時間

受付時間：13:00~18:30(月~金) 10:00~16:30(土)

場所：新吉田小学校放課後キッズクラブ キッズルーム

## 2 2 警報発表時等の対応について

### (1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 <b>【浸水対象】</b>
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>  <b>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、閉所となります。</b></p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u> スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>  <b>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、放課後キッズクラブは閉所となります。</b></p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u> 児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p><b>※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</b></p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>  <b>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所します。</b></p>

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。

なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

〇横浜市 防災情報ポータル URL: <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

〓本市トップページ暮らし・総合防災・救急・防犯防災・災害防災・災害情報防災情報・防災情報ポータル避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況 (外部サイト)

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

## (2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

## (3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

## 23 夏休み期間中の利用について

### (1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「[熱中症警戒アラート](#)」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

[すすく【区分2A・B】](#)に関しては「[熱中症警戒アラート](#)」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、[家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。](#)

※「[熱中症警戒アラート](#)」について

- ・発表は1日2回、前の日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「[熱中症警戒アラート メール配信サービス](#)」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「[熱中症警戒アラート メール配信サービス](#)」の登録 ※メール配信の目安は4月～10月頃です。

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE 公式アカウント LINE ID : kankyo\_jpn

アカウント名 : 環境省、二次元コード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）



## (2) 利用にあたってのお願い

### <水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

### <利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

## 2 4 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、予めご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブページ>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.caogo.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

## 2 5 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、新吉田小学校放課後キッズクラブまたは運営法人株式会社スマイルクルーまでご相談ください。

【受付担当者】

新吉田小学校放課後キッズクラブ : 平良 毅

運営法人株式会社スマイルクルー : 田辺 亮太



Smile Crew  
株式会社スマイルクルー

## 2 6 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは学校ではなく直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

◇キッズクラブの利用に関するお問い合わせ

(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの登録内容の変更など)

新吉田小学校放課後キッズクラブ TEL・FAX：045-542-4818

お子さんの相談について（キッズクラブ携帯） TEL：070-1432-7968

◇その他のお問い合わせ、ご相談など

運営法人 株式会社スマイルクルー TEL：045-316-4355 FAX：045-316-4356

◇横浜市港北区こども家庭支援課 TEL：045-540-2340 FAX：045-540-2426



## 個人情報の取扱いに関する同意書（保護者様）

株式会社スマイルクルー

### 1. 個人情報の適切な保護と管理者

当社は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、お預かりした個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

統括責任者 齊藤真紀 （045-316-4355）

### 2. 個人情報の利用目的

保護者の皆様からお預かりした児童及び保護者の個人情報は、下記の目的に限り利用いたします。

- ・当社が提供する学童保育サービスに用います。
- ・利用料およびおやつ代などのご請求に利用いたします。

### 3. 個人情報の第三者提供

・お預かりした個人情報を法令に基づき、市役所などに提供することがあります。  
・お預かりした個人情報を、怪我の治療等で医療関係者に提供することがあります。  
その他に法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

### 4. 個人情報の委託

当社は、上記2の利用目的の範囲内で、お預かりした個人情報の全部もしくは一部の取り扱いを他の事業者へ委託する場合があります。その際当社は委託する事業者を適切に選定評価し、個人情報の取扱いに関する契約を締結します。

### 5. 個人情報を提供されることの任意性について

ご自身の個人情報を当社に提供されるか否かは、ご本人のご判断によります。  
しかし、必要な情報をご提供いただけない場合には、上記2の利用目的が達成できず、不利益を被る可能性がありますので予めご了承ください。

### 6. いただいた個人情報に開示等の請求について

当社に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、第三者への提供の停止、消去）の請求することができます。

ご要望がある場合は以下の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。その際、当社にご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

〒220-0023 神奈川県横浜市西区平沼一丁目13番14号

パーク・ノヴァ横浜壱番館 301

株式会社スマイルクルー 個人情報に関するお問い合わせ窓口 総括責任者

メールアドレス：pms@smilecrew.co.jp ※特定電子メールはご遠慮ください

TEL：045-316-4355（受付時間 平日 9:00～18:00） FAX：045-316-4356

上記内容をご確認いただき、「放課後キッズクラブ利用申込書」へのご署名をもって同意されたことといたします。



利用料減免制度を申し込まれた保護者の皆様へ

## 放課後キッズクラブ利用料減免制度の利用にあたってのお願い

利用料減免制度を利用される方は、以下の点についてご確認くださいませようお願いします。

### 【減免制度を利用する方（共通）】

- 減免を受ける要件（就学援助を受けている、生活保護世帯である、市民税所得割非課税世帯である）を満たさなくなった場合については、速やかに裏面の「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。  
例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合  
婚姻により非課税世帯では無くなった場合等
- 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

### 【就学援助を受けている方】

- 4月に当初に就学援助の申請をされた方は、7月下旬頃に学校より「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ」又は「就学援助認定通知」が送付されますので、届き次第速やかにキッズクラブへコピーしたものを提出ください。4月から書類提出までに支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※）
- 年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）  
※令和5年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間は、減免適用後の金額をお支払いいただくことで利用ができます。ただし、就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

### 【市民税所得割非課税世帯の方】

- 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なります。

減免を受ける月	必要な証明書の年度	証明書の請求先
4・5月	前年度の証明書	前年度の1月1日に住所があった市区町村
6月～翌年3月	今年度の証明書	今年度の1月1日に住所があった市区町村

⇒4月から1年間減免を受ける場合は、前年度と今年度の証明書をご提出ください。

- 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

裏面は「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」です。

# 放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

年 月 日

新吉田小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名  
(自署) \_\_\_\_\_

利用料減免の適用対象から外れたため、下記のとおり申告します。

## 記

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生
利用料減免の 適用外の理由	1 就学援助を受給しなくなったため 2 生活保護世帯ではなくなったため 3 市民税所得割非課税世帯ではなくなったため 4 その他 ( )		
事由発生月	令和 年 月		

※事由発生月の翌月から減免が適用されなくなります。

(横浜市・放課後キッズクラブ用)

記載例

# 就労（予定）証明書

※申込児童の保護者（その子供の親、または親に代わって養育している者）のものを提出してください。（用紙が不足する場合はこの用紙を複写して使用してください。）

横浜

小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 様

【就労者記入欄】

就労者ご本人が記入する欄です。

就労者住所	横浜市〇〇区〇〇町△△		
就労者氏名	横浜 花子	児童から見た続柄：	母
放課後キッズクラブ名	横浜	小学校放課後キッズクラブ	
申込児童氏名・学年 ※2人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	横浜 さくら	第 3	学年
	横浜 すみれ	第 5	学年
		第	学年

太枠内については、事業所に記入していただく欄です。

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日	令和 ● 年 4 月 1 日から		
現在の雇用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 産前産後・育児休業中（ 年 月 日～ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始		
雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> その他（ ） ◆雇用契約期間が決まっている場合 → 年 月 日 契約終了 ◆契約更新予定 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定		
勤務先（派遣先）の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 <b>株式会社〇〇物産 横浜支店</b>		
勤務先（派遣先）の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 <b>横浜市△区△△町■一■</b> 勤務（派遣）先の電話番号 ●●●-●●●●		
就労状況	定例勤務時間の方	シフト勤務の方	
	◆勤務時間 9 時 00 分 ～ 18 時 00 分	◆シフトと月の勤務回数を記入 ① 時 分 ～ 時 分（月 回）	
	◆育児短時間勤務の場合の勤務時間 9 時 30 分 ～ 17 時 00 分	② 時 分 ～ 時 分（月 回） ③ 時 分 ～ 時 分（月 回）	
備考	◆勤務日数 平均 5 日/週		
※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。 ※まだ就労実績が無い方は、就労見込みをご記入ください。 ※雇用契約期限がある方で、更新予定がある場合は更新予定期間を記入してください。 例) 令和●年10月1日～令和●年3月31日まで契約更新予定。			

契約更新予定が「有」の場合は、備考欄に更新予定期間をご記入ください。

育児短時間制度取得者については、通常の勤務時間に加え、育児短時間制度利用時の勤務時間を記入してください。

※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。 ※まだ就労実績が無い方は、就労見込みをご記入ください。

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 ● 年 3 月 20 日

本証明書をご記入いただいた日付を記入してください。

（事業所所在地） 横浜市△区△△町■一■

（事業所名） 株式会社〇〇物産 本社

（代表者職氏名） 関内 みなと

【証明欄】に代表者印等の押印は不要です。

（電話番号） 〇〇〇-〇〇〇〇













## 令和6年度 横浜 小学校 放課後キッズクラブ利用申込書

運営法人 株式会社スマイルクルー 宛 次のとおり 横浜 小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

## I 利用児童

ふりがな	よこはま さくら		性別	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	学校名	市立 国立・私立・その他 (1つを○囲み)
氏名	横浜 さくら				横浜小学校	
生年月日	平成27年 10月 30日 (8才)		新学年・組	3 年 組		
利用区分 (1つを○囲み)	1 わくわく【区分1】	記入日時点のお子さんの年齢 : 無料 を記載してください。 : ~16時	4月からの学年を記入してください。 組はわかるまで空欄で提出可能です (新年度に職員が記入します)。 ※わくわく【区分1】に就学する場合は、 保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。 ※すくすく【区分2A・B】の7・8月の利用料は通常 の利用料に加え、+500円がかかります。			
	2 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	利用料 : 2,000円/月 利用時間 : ~17時				
	3 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	利用料 : 5,000円/月 利用時間 : ~19時				
利用開始希望日	令和6年4月1日					

## II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に制限されるわけではありません。)

平日(月~金) (1つを○囲み)	週 1・2・3・4・5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり <input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/>
---------------------	-----------------	----------------------	--

## III 保護者等連絡先

以下の連絡先は、児童の出欠席確認や急病時等に利用します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

保護者代表 ① (日常の連絡相手)	氏名	横浜 太郎	【続柄 父】	同じ学校に在籍している兄弟姉妹 (いる場合に記入)
	住所	〒 000 - 0000 中区港町1-1-804		年 組 (名)
	電話(携帯)	090-0000-0000	(自宅) 045-000-0000	年 組 (名)
	メールアドレス	〇〇〇〇 @ 〇〇〇.ne.jp		「振替払込請求書 兼 受領証」 添付箇所
	勤務先	(株)〇〇商会 (電話) 03-0000-0000		
連絡先 ②	氏名	横浜 花子	【続柄 母】	保険料700円を振り込んだ後、証明となる受領証などを貼ってください。
	住所	〒 000 - 0000 中区港町1-1-804		
	電話(携帯)	080-0000-0000	(自宅) 045-000-0000	
	メールアドレス	〇〇〇〇 @ 〇〇〇.ne.jp		
	勤務先	(株)〇〇サービス (電話) 03-0000-0000		
連絡先 ③	氏名		【続柄】	
	住所	〒 -		
	電話(携帯)	(自宅)		
	メールアドレス			
	勤務先	(電話)		

## IV 児童代理引取人届出

- 代理引取人は「VII 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- 当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- 当該項目が空欄の場合、引取人は、「IV 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理引取人名	続柄	住所	電話番号
横浜 三郎	祖父	横浜市中区〇〇-〇-〇	045-000-0000

登録区分(○囲み)	新学年	氏名
区分1 区分2A <b>区分2B</b>	<b>3</b> 年 組	<b>横浜 さくら</b>

**放課後キッズクラブ事務処理欄** ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類	入退室登録	口座登録	利用料減免			保険加入確認
				適用	対象事由	書類受理日	
	<input type="checkbox"/> 就労(予定)証明書・ <input type="checkbox"/> 自営業従事者等申告書 <input type="checkbox"/> 病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写) <input type="checkbox"/> 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書				<input type="checkbox"/> 就学援助申請 <input type="checkbox"/> 通知書 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税所得割非課税世帯		
備考							

**V 減免利用について** ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	<b>希望する</b>	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	<b>あり</b> ・なし
------------------------	-------------	-------------------------	---------------

**VI 食物アレルギーについて**

減免の対象となり、適用を希望する場合のみ記入してください。

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)	<b>あり</b> ・なし	アレルギーのある食べ物 (「あり」の場合に記載)	<b>卵、小麦</b>
---------------------------	---------------	-----------------------------	-------------

- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「**学校生活管理指導表**」(写)を提出してください。
- ※ 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、**職員との面談を実施します**。

**VII その他健康状態等の配慮すべき事項について**

その他健康状態等の 配慮すべき事項	<b>肌がかぶれやすい(軟膏塗布)</b>
児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を <b>希望する</b> ・ <b>希望しない</b> (どちらかを○囲み)	

**VIII 確認事項**

- ・令和5年度 **横浜**小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。
- ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・お子さんの写真の掲載を承認します。( **はい** ・ いいえ )
- ・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区こども家庭支援課や利用児童が通う **横浜**小学校に対して提供することを認めます。
- ・児童育成の観点から、必要に応じて、**横浜**小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、**横浜**小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。
- ・入会のしおり末尾記載の「個人情報の取扱いに関する同意書(保護者様)」を確認し、内容を理解したうえで同意致します。
- ・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。

記入日を入れてください。

令和**6**年 **3**月 **1**日

保護者氏名  
(自署)

**横浜 太郎**

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】

**キッズクラブから自宅までの経路**

ダウンロードした地図などを貼り付けたものでもかまいません。

# 令和6年度 新吉田小学校 放課後キッズクラブ利用申込書

運営法人 株式会社スマイルクルー 宛 次のとおり新吉田小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

## I 利用児童

ふりがな		男・女	学校名	市立・国立・私立・その他（1つを○囲み）
氏名				
生年月日	年 月 日（才）	新学年・組	年 組	
利用区分 (1つを○囲み)	1 わくわく【区分1】	利用料：無料 利用時間：～16時	※わくわく【区分1】は、スポット利用（800円/回）を除き、16時で一斉下校となります。また、警報発表時や猛暑時等は利用できない場合があります。	
	2 すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	利用料：2,000円/月 利用時間：～17時	<b>【留守家庭児童等のみ選択可】</b> ※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、 <b>保護者の方の就労証明書等の提出</b> が必要です。 ※すくすく【区分2A・B】の7・8月の利用料は通常の 利用料に加え、+500円がかかります。	
	3 すくすく（ほしぞら）【区分2B】	利用料：5,000円/月 利用時間：～19時		
利用開始希望日				

## II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。（利用できる日数が以下の利用日数に制限されるわけではありません。）

平日（月～金） (1つを○囲み)	週 1・2・3・4・5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
---------------------	-----------------	----------------------	-------

## III 保護者等連絡先

以下の連絡先は、児童の出欠確認や急病時等に利用します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

保護者代表 ① (日常の連絡相手方)	氏名		【続柄】	同じ学校に在籍している兄弟姉妹（いる場合に記入）	
	住所	〒 -		年 組	(名)
	電話（携帯）	(自宅)		年 組	(名)
	メールアドレス			「振替払込請求書 兼 受領証」 添付箇所	
	勤務先	(電話)			
連絡先 ②	氏名		【続柄】		
	住所	〒 -			
	電話（携帯）	(自宅)			
	メールアドレス				
	勤務先	(電話)			
連絡先 ③	氏名		【続柄】		
	住所	〒 -			
	電話（携帯）	(自宅)			
	メールアドレス				
	勤務先	(電話)			

## IV 児童代理引取人届出

- 代理引取人は「VII 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- 当該代理引取人をお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- 当該項目が空欄の場合、引取人は、「IV 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理引取人名	続柄	住所	電話番号

(裏面あり)

登録区分(○囲み)	新学年	氏名
区分1 区分2A 区分2B	年 組	

**放課後キッズクラブ事務処理欄** ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類	入退室登録	口座登録	利用料減免			保険加入確認
				適用	対象事由	書類受理日	
	<input type="checkbox"/> 就労(予定)証明書・ <input type="checkbox"/> 自営業従事者等申告書 <input type="checkbox"/> 病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写) <input type="checkbox"/> 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書				<input type="checkbox"/> 就学援助申請 <input type="checkbox"/> 通知書 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税所得割非課税世帯		
備考							

**V 減免利用について** ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
------------------------	------	-------------------------	-------

**VI 食物アレルギーについて**

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)	あり・なし	アレルギーのある食べ物 (「あり」の場合に記載)	
---------------------------	-------	-----------------------------	--

- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください。
- ※ 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、**職員との面談を実施します。**

**VII その他健康状態等の配慮すべき事項について**

その他健康状態等の 配慮すべき事項	
児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を <u>希望する</u> ・ <u>希望しない</u> (どちらかを○囲み)	

**VIII 確認事項**

・令和6年度 新吉田小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。

・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。

・お子さんの写真の掲載を承認します。( はい ・ いいえ )

・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区子ども家庭支援課や利用児童が通う新吉田小学校に対して提供することを認めます。

・児童育成の観点から、必要に応じて、新吉田小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、新吉田小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。

・入会のしおり末尾記載の「個人情報の取扱いに関する同意書(保護者様)」を確認し、内容を理解したうえで同意致します。

・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。

年 月 日 保護者氏名  
(自署)

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】

キッズクラブから自宅までの経路